

会議名	平成29年度第1回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成29年6月29日（木曜日） 午後2時から午後2時45分まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	（出席者） 田中副区長（委員長）、安田企画経営部長（副委員長）、北本総務部長（副委員長）、野上企画課長（区役所改革担当課長）、荒川財政課長、星川総務課長、茂木契約管財課長
出席所管課長	山越図書・文化財課長
事務局	内藤企画担当係長、山田企画担当
会議次第	1 開会 2 議題 （1）指定管理者の公募について ①郷土歴史館 3 閉会
配付資料	資料1 郷土歴史館 資料1 指定管理者公募要項（案） 資料1-2 第1次審査・第2次審査採点表（案） 資料1-3 指定管理者選考委員会委員名簿（案） 資料1-4 指定管理者の指定スケジュール（案）
会議の結果及び主要な発言	
	（所管課長から資料に基づいて説明）
北本副委員長 図書・文化財課長	公募期間がかなり長いですが、事業者への周知はどのような手法を予定しているか。募集については、区のホームページに掲載する予定である。
北本副委員長	業務内容が特殊なので、全国から事業者の応募があるように、幅広く募集をかけたほうがよい。区から事業者等に対して、公募があることを個別に周知する予定はあるのか。
図書・文化財課長	同様の施設等の運営の実績がある事業者に話を聞くなどしているが、公募がある旨は伝えていない。
北本副委員長	応募してくる事業者の見込みはあるのか。公募をした結果、応募事業者がないということがないように、選考を進めて欲しい。
図書・文化財課長	承知した。
野上委員	公募要項に、指定管理者の事業が記載されているが、カフェとミュージアムショップは、どの事業に位置づけられているか。 また、区と指定管理者の役割分担と管理責任はどうなっているか。 応募者の資格として、民間施設における15,000㎡以上、行政施設における延床10,000㎡以上の総合管理業務の実績を有する法人とあるが、これは、具体的に想定する法人がいるのか、これがハードルになって、応募者がいないということが

<p>図書・文化財課長</p>	<p>ないか。</p> <p>カフェ及びミュージアムショップについては、公募要項の（１）ケ「上記に掲げるもののほか、歴史館の管理に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務」の１つである。</p>
<p>野上委員</p>	<p>業務基準書に区と指定管理者の役割分担を記載している。公募要項上は、教育委員会が行う学芸業務は除いた業務を実施するという前提で、指定管理の部分について、役割分担を記載している。</p> <p>郷土歴史館は、建物全体としては約15,000㎡なので、設定した。この実績を持っている事業者が幾つあるかということまでは、把握できていない。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>業務としてショップとカフェの運営があることが分かりづらいので、建物管理のほかの業務についても、公募要項に分かりやすく記載したほうがよい。</p> <p>また、本施設については、役割分担が重要なので、はっきり記載したほうがよい。</p>
<p>安田副委員長</p>	<p>分かりやすくなるよう表現を修正する。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>公募要項に記載のある提案事業と自主事業について、本施設は区の学芸業務もあるため自由な提案というのをどこまでしていいのか応募事業者は分かりづらいのでは。特に提案事業の記載は、「条例第1条に定める目的を達成するため、条例第3条各号に定める事業を提案してください」となっており、例示がないと事業者には分かりづらい。例えば、学習活動事業は提案事業・自主事業の中で認められるのか。事業者にも分かりやすい表現にする必要はある。</p>
<p>安田副委員長</p>	<p>学習活動自体は郷土歴史館の普及活動の1つという考え方に立てば、提案自体は可能である。ただ、実施に際して、学芸員が講師で入らなければいけないなどの調整は必要になってくる。提案は、直営の業務の兼ね合いも含めて、協議して進めて行くことになる。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>指定管理者は専門的なノウハウ、アイデアを用いて提案してくるのが一般的だが、本施設は内容によっては提案に制限がかかってしまうのか。専門性を発揮した事業運営ができるのが指定管理の良さであるにも関わらず、提案に制限がかかってしまうのは良くないのでは。</p>
<p>安田副委員長</p>	<p>良い提案は区と連携して実施をしていきたいと考えている。提案された際にどう対応するかは検討する。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>区が提案事業・自主事業の枠を超えるようなものを提案させてしまって、それが選考委員会の側で審査され、マイナスの評価になることはあってはならないので、提案の範囲が分かりやすいように、公募要項に記載をしておく必要がある。</p>
<p>野上委員</p>	<p>提案事業の表現について、整理をする。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>本施設の職員体制は、業務責任者1名、副責任者を2名以上配置するとなっているが、直営を含めた歴史館の組織図というのはどうなるのか。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>島根県にある同様の施設では、館長は県の職員としており、建物の管理に当たっては、指定管理の統括責任者(支配人)が行っている。館長から直属で各特定の職員に対しての指揮命令と、支配人の下に、事業所の組織のマネジメント部門、アテン</p>

	<p>ダント部門、警備部門があるというような組織になっている。</p> <p>本施設についても、指定管理者は施設長とし、館長は、区の職員という形で考えている。</p>
<p>委員長</p>	<p>郷土歴史館は、従来の施設と異なり、建物の全体管理は、郷土歴史館の指定管理者が行うが、区の直営部分や委託事業者が運営する併設施設もある。郷土歴史館の管理に関する役割を明確にし、応募事業者が想定と異なっていたとしないようにして欲しい。</p> <p>また、収入の扱いについてはどのような整理になっているか。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>観覧料と区の刊行物だけが区の収入で、それ以外のカフェ等の売上は事業者の収入としており、業務基準書に記載している。</p>
<p>委員長</p>	<p>公募に当たって、事業者を近隣県に限っているが、限定する理由はあるのか。全国でもいいのではないか。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>そのとおりなので、修正する。</p>
<p>委員長</p>	<p>組織との関連性で、危機管理や防災の観点から、区が公の施設の処務規程を置く以上、責任の区分けを議論しておく必要がある。</p> <p>早急に検討、調整し、再度、指定管理選定委員会での審議が必要である。</p>
<p>安田副委員長</p>	<p>選考委員会のメンバーについて、最近では選考委員会の事務局になる課長は委員に入らずに、事務局の責任者としているが、本施設の選考委員会の5人目の委員が施設所管課の山越課長となっている。選考委員から質疑があったときに、事務局の体制が責任をとれる形をとっておいたほうがよい。生涯学習の広い視点から生涯学習課長などを置いて、山越課長は事務局として対応し、責任を持って説明したほうが良いと思う。</p>
<p>図書・文化財課長</p>	<p>承知した。</p>
<p>委員長</p>	<p>本件については未了とし、再度、指定管理者選定委員会で審議することとする。</p>